

令和2年度産直市等開催支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内農林水産物の生産者及び加工団体が生産する商品を販売する機会を増やすため、青森市産の農林水産物等を販売する産直市等を開催する経費の一部を助成し、もって、地元農林水産物の地産地消及び生産者の所得向上並びにまちの賑わいの創出を図ることを目的とする。

(補助対象者及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付対象者及び補助金の額等は別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開催経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 宣伝広告費
- (2) 報償費（イベント開催にかかる構成員に支給するものは除く。）
- (3) 誘客のためのイベント開催に係る委託料
- (4) その他会長が認める経費

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、次の書類をあらかじめ産品販売促進協議会会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。

- (1) 令和2年度産直市等開催支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 産直市開催計画一覧表（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前条の規定により、補助金を交付することに決定した場合にあっては令和2年度産直市等開催支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては令和2年度産直市等開催支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）にその理由を付して、補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又はこの補助

金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、令和2年度産直市等開催支援補助金実績報告書（様式第6号）に下記書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 対象経費の支払いを明らかにする書類
- (3) 実施状況がわかる写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第7条 会長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、補助対象経費として適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度産直市等開催支援補助金確定通知書（様式第8号）により補助申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、前条の規定による補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、概算払の請求があった場合はこの限りではない。

（補助金の請求）

第9条 補助金を請求しようとする者は、第8条の規定による補助金の確定通知を受けた後に、令和2年度産直市等開催支援補助金請求書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

（概算払の請求）

第10条 会長は必要があると認めるときは、補助申請者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

- 2 補助申請者は、概算払の請求をしようとするときは、令和2年度産直市等開催支援補助金請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 会長は、交付した補助金について、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 暴力団及びこれに類似する関係者を関与させた場合
- (2) 他団体等から助成を受けている場合は、その額と当該補助金の合計額が補助対象経費を超えた場合
- (3) その他、交付が適当でないと判断した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年6月5日から実施する。

別表1 (第2条関係)

補助対象者	本市農林水産物の地産地消及び生産者の所得向上を主目的に、主に青森市産の農林水産物等を販売する産直市等を開催する市内の生産者及び生産者を中心とした団体、その他会長が認める者とする。
要 件	<ol style="list-style-type: none">1. 主催者の店舗等の店内又は敷地内で開催する産直市等は、対象外とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。2. 開催する産直市等の主な出展者は、市内の農林水産物の生産者又は加工団体等で、自ら生産もしくは加工した商品を販売するため出店していること。3. 開催場所が青森市内であること。4. 3年間この補助金の交付を受けた補助対象者は対象外とする。
補助金の額	<ol style="list-style-type: none">1. 補助金の額は補助対象経費の2分の1の額で産直市等1回あたりの限度額を5万円(年間5回まで)とし、予算の範囲内において交付する。2. 前項の補助対象経費の2分の1に相当する額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。